

小規模多機能ホームあら町ケアセンター

運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、有限会社HYOコーポレーション(以下、「事業者」という。)が設置経営する小規模多機能型居宅介護事業並びに介護予防小規模多機能型居宅介護事業(以下、「事業」という。)の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 1 事業者は、利用者が居宅での生活において必要とする能力を維持し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所を拠点として、通所サービス、宿泊サービス、訪問サービスを受けながら、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、常に良好な環境の下、利用者の人間性を尊重し、家庭的な明るく楽しい雰囲気有し、利用者が安心して利用できるための運営を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係行政、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名 称 小規模多機能ホームあら町ケアセンター
- ② 所在地 山形県長井市あら町4番23号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は、次の通りとする。

- ① 管理者 1名(介護職員兼務)
管理者は、業務の管理及び職員等の人事管理、経理等財務管理を一元的に行う。
- ② 介護支援専門員(計画作成担当者) 1名(介護職員兼務)
介護支援専門員は、利用者の介護及び日常生活上の支援に関する計画を作成し、定期的に見直し、その自立支援を図る。また、生活相談も受ける。
- ③ 看護師(非常勤1名) 1名
看護師は、利用者の健康管理、身体機能の向上及び保健衛生の指導並びに看護に関する業務を行う。
- ④ 介護職員 17名
介護職員は、利用者に対し必要な介護及び日常生活上の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 通所サービス 午前9時30分から午後4時30分
訪問サービス 必要に応じて随時(24時間)
宿泊サービス 午後4時30分から午前9時30分

(利用定員等)

第6条 本事業所の定員は、次の通りとする。

登録者	29名
通所	15名
宿泊	9名

(事業の内容)

第7条 本事業所の事業内容は、次の通りとする。

- ① 通所サービス(送迎、介護、入浴、レクリエーション、機能訓練、給食等)
- ② 宿泊サービス(送迎、給食、介護、入浴等)
- ③ 訪問サービス(介護、生活支援等)
- ④ その他のサービス(生活相談、健康管理、家族介護教室、研修等)

(利用料等)

- 第8条 1 本事業所が行う事業の利用料及び利用者の負担すべき額は、別紙「利用料金表」の通りとする。
- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指定期日までに受領するものとする。

(事業の実施地域)

- 第9条 1 通常の実施地域は、長井市内とする。
- 2 前項の実施地域以外の地域から利用する場合は、利用者は別紙利用料金表の通り、通所又は訪問等に要する距離により、交通費の実費を負担するものとする。

(利用に当たっての留意事項)

第10条 本事業所を利用するに当たり、次の各号を遵守しなければならない。

- ① 敷地内での喫煙は禁止する。
- ② 職員や他の利用者への迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動について禁止する。
- ③ 事業所や職員への心遣いについては一切不要であること。

(記録の整備・保存)

- 第11条 1 事業を提供した際には、その提供日及び事業内容等必要な記録を所定の書面に記載記録する。
- 2 前項の書類を含め、利用者及び運営に関する必要な書類については5年間保存する。

(秘密の保持)

- 第12条 1 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 2 本事業所の職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第13条 1 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急の事態に備え、予め必要な対策及び防災設備の措置等を行い、利用者の安全確保に努めなければならない。
- 2 非常災害に備え、定期的な避難訓練を行う。

(緊急時における対応及び医療との連携)

第 14 条 利用者の心身状態の急変及び事故等が発生した場合は、速やかに医療機関等への搬送等必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族、関係機関等に連絡するものとする。

2 利用者が病院と当事業所を円滑に移行するため、「入院時」及び「退院時」における病院と当事業所の共有ルールによって医療と介護の連携を強化していく。

(契約)

第 15 条 本事業所は、利用者及びその家族等に対して「(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービス利用契約書」及び「重要事項説明書」の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理)

第 16 条 利用者の使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施すなど常に衛生管理に留意するものとする。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(苦情処理)

第 17 条 事業所は、利用者等からの苦情に対して、迅速且つ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置し、長井事業所所長を苦情解決責任者、管理者を苦情受付担当者とする。

2 事業所は、利用者又は家族からの苦情に関して、行政並びに国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、行政並びに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(損害賠償)

第 18 条 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

(運営推進会議)

第 19 条 事業所の円滑な運営と事業実施地域との連携を図るべく、「あら町ケアセンター運営推進会議」を設置し、定期的に会議を開くものとする。

2 本会議については、別に規約を設ける。

(虐待防止)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会（運営推進会議とともに開催）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備

③虐待を防止するための定期的な研修の開催

④前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2.事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれに関係機関に通報するものとする。

(身体拘束)

第 21 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での業務継続を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第 23 条 事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ健全な職場環境とする。また、利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努める。

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 1 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 新人研修 採用後 6 ヶ月以内
- ② 継続研修 年 12 回以上（全体会議終了後・事業所内必要時）
- ③ 階層別研修 随時

付 則	この規程は、平成 2 4 年 5 月 1 日から施行する。				
付 則	平成 2 4 年	7 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 5 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 6 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 7 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 7 年	5 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 7 年	6 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 7 年	8 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 8 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 8 年 1 1 月	1 日	一部改正		
付 則	平成 2 9 年	2 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 2 9 年 1 2 月	1 日	一部改正		
付 則	平成 3 0 年	3 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	平成 3 1 年	3 月 2 5 日	一部改正		
付 則	平成 3 1 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	令和 2 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	令和 3 年	4 月	1 日	一部改正	
付 則	令和 3 年	9 月	1 日	一部改正	
付 則	令和 3 年 1 0 月	1 日	一部改正		
付 則	令和 4 年 1 0 月	1 日	一部改正		
付 則	令和 5 年	7 月	1 日	一部改正	
付 則	令和 5 年	8 月 1 5 日	一部改正		
付 則	令和 6 年	4 月	1 日	一部改正	